感染症の種類と出席停止期間

第1種

- ・エボラ出血熱
- ・クリミア・コンゴ出血熱
- 痘そう

- ・ペスト
- マールブルグ病
- ラッサ熱
- 南米出血熱
- ・ジフテリア
- 急性灰白髄炎
- ・鳥インフルエンザ (インフルエンザ H5N1)
- 重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る)
- 中東呼吸器症候群 (病原体が MARS コロナウイルスであるものに限る)

治癒するまで出席 停止となります。 登校には、医療機 関発行の「治癒証 明書」(文書料あ り)が必要となる ので、受診の際に 発行してもらって ください。

第2種

百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した 後5日間を経過し、かつ全身状態が良好にな るまで。
風疹	発疹が消失するまで。
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで。

必ず出席停止となり、登校には、医療機関発行の「治癒証明書」(文書料あり)が必要となるので、受診の際に発行してもらってください。

インフルエンザ	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱したあと2日
	を経過するまで。
新型コロナウイルス	発症した後 5 日間を経過し、かつ、症状軽快後 24
感染症	時間を経過するまで。
結核	症状により学校医その他の医師において感染の
	恐れがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の
	おそれがないと認められるまで。

必ず出席停止となります。学校が発行する「学校感染症治癒報告書」に保護者が必要事項を記入し、学校へ提出してください。

第3種

- ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス
- ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎
- ・その他の感染症

感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎)、サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、単純ヘルペスウィルス感染症、帯状疱疹など

医師の診断により 校長の判断で出席 停止となります。 学校が発行する 「学校感染症治癒 報告書」に保護者 が必要事項を記入 し、学校に提出し た場合に出席停止 となります。